

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、相模原市職員措置請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年3月18日

相模原市監査委員 小野澤 武 久

同 栗 原 勤

同 川 田 基 晶

同 大 上 和 夫

《職員措置請求書》

相模原市職員措置請求書

相模原市教育委員会に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

平成15年11月30日(日曜日)、相模原市スケート協会が、終日、銀河アリーナを専用で使用し、同協会の創立40周年記念式典を行った(以下本件行事という)。これに対し、相模原市教育委員会は、終日施設使用料14万5000円を全額免除した。この免除措置は違法・不当である。

銀河アリーナはスケート場であり、日曜日には、数百人の市民が所定の使用料金(大人800円、小人400円)を支払ってスケートを楽しんでいる。相模原市スケート協会がスケート普及に努めてきた団体であるとしても、その創立記念式典をスケートリンクでとりおこなわなければならない必然性は何もない。本件行事は広く市民に公開されたものではない。当日は、銀河アリーナの駐車場入り口には「本日は大会使用のため利用できません」との表示がなされていた。

実際に参加した人数も、主催団体関係者19名、来賓者44名の合計63名程度に過ぎないものであった。式典の時間は午前10時30分から11時30分までのものであった。式典参加者は寒さに震えている。このようなごく内輪の式典は会議室などの施設でとり行うのが合理的である。最も一般利用者の多い日曜日に銀河アリーナを独占使用させるような性格の行事ではない。プログラムをみると午後にはアトラクションを企画しているが、これとて市民に広く広報が行われたものではなく、実際の観客もごくわずかにとどまった。

さらに、一私的団体の創立記念行事に対し、施設使用料を全額免除することに何らの正当性はない。相模原市教育委員会は、免除の根拠として、同協会が財団法人相模原市体育協会に所属する団体であることから「相模原市都市公園条例施行規則」に基づいたと説明する。なるほど同規則第7条2の(4)には「財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が

主催する行事等のため使用するとき」には100%免除すること、また同(7)には「体育の振興を図ることを目的とする公共的団体(市長が適当と認められたものに限る)が主催する行事等のために使用するとき」には100%免除としている。

同条例施行規則が財団法人相模原市体育協会関係団体又は体育関係団体に対し、他と異なり100%免除という特別扱いをしていること自体、公平・平等の原則からみて正当性があるかどうか疑問がある。

その点は譲るとしても、同条例施行規則がスポーツ施設について公平の原則の例外として減免措置をとるのはスポーツ振興を図るという趣旨にあるのであり、市民に開かれた、本来的なスポーツ行事目的の使用に限定されているというべきである。しかるに、本件の記念式典は、スポーツ自体ではなく、「40周年記念式典」という本質的に私的な団体の内輪の企画にすぎない。同協会が財団法人相模原市体育協会に所属する団体ということだけで、同協会のとり行う本質的に私的な行事について全額免除とすることは、特権の濫用である。

少なくとも同協会の本件記念式典行事は、同条例施行規則による減免の対象とならないものである。

よって、相模原市教育委員会が、本件行事について、同協会に対し、終日施設使用料14万5000円全額を免除したことは違法ないし不当である。

2 請求者

住所 相模原市(以下略)

氏名 (略)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市スケート協会に対し、平成15年11月30日に銀河アリーナを終日専用したことに対する施設使用料の支払い請求をすることを請求します。

平成16年1月23日

相模原市監査委員 あて

(請求の要旨は、原文のまま掲載した。)

事実を証する書面

- 1 相模原市都市公園条例施行規則
- 2 相模原市スケート協会創立40周年記念式典プログラム(写し)
- 3 平成15年11月30日の銀河アリーナの写真(写し)

追加提出の証拠

- 1 銀河アリーナ利用者数一覧
- 2 アイススケート場利用のご案内

《監査の結果》

1 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成16年1月26日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 証拠の提出及び請求人の陳述

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成16年2月26日に、請求人及びその代理人3名から陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づき、(3)に記載する関係職員が立ち会った。

なお、同日、新たに証拠書類2件が提出された。

(2) 監査対象事項

監査の実施に当たって、職員措置請求書に記載された事項、事実を証する書面及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

相模原市スケート協会が、平成15年11月30日の日曜日に、淵野辺公園アイススケート場（以下、通称の「銀河アリーナアイススケート場」という。）において、同協会の創立40周年記念式典を開催することに対し、相模原市教育委員会が専用使用（団体に専用して使用すること）を許可し、同許可に係る使用料を全額免除したことは、違法又は不当に銀河アリーナアイススケート場使用料の徴収を怠る事実にあたるか。

(3) 関係職員の陳述

請求の内容から教育委員会事務局生涯学習部を監査対象部とし、平成16年2月26日に同部の関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人の代理人3名が立ち会った。

(4) 監査の期間

平成16年2月4日から平成16年3月16日まで

3 監査の結果

(1) 請求人の主張

ア 記念式典の周知について

請求人は、11月30日(日曜日)の午前中、スケートを予定し、家族とともに銀河アリーナに行ったところ、駐車場に「本日、スケートは大会のため一般の使用はできません」との看板が出ていた。

請求人は、看板どおりに当日は大会があるものと思っていたが、後日、大会ではなく、相模原市スケート協会(以下「市スケート協会」という。)の創立40周年記念式典が開催されたということを知り、その不見識さにあ然とした。

銀河アリーナアイススケート場のスケジュール表には記念行事とあり、大会ではないものについて、大会という表示を駐車場と銀河アリーナの正面入口の2箇所に使って、一般市民を締め出した点にも問題がある。

イ 専用使用について

追加証拠として提出した、銀河アリーナアイススケート場の「土曜日・日曜日の利用者数一覧」によると、11月30日に一般利用をしていれば、700名前後の利用者があったものと思う。

700名もの市民を締め出して、氷の上で記念式典を執り行わなければならない必要性はどこにあるのか。

市内に1箇所しかないアイススケート場である銀河アリーナアイススケート場を今までの入場者の実情を知りながら、あえて記念式典に使用したことは、本来、スケート競技や演技を通して健康維持・増進、技術の向上を図ろうとする市民のために、選手の強化練習やスケート教室を主催して公的な任務を背負っている団体である市スケート協会の人達のスポーツマンシップに欠けた行為であり、一口で言えば横暴である。

11月は、9日の日曜日が県のスケート連盟主催の選手権大会のために、終日、一般利用ができない。スケートの振興を図ることを目的としているであろう市スケート協会が、11月のもう1日の日曜日を一団体の記念式典のため一般利用を不可とするものの当否について考えなかったとしたら、その見識もはなはだ疑わしい。

土曜日、日曜日及び祝日には利用者が多く、日曜日のスケートを楽しみにしている市民のことを考えたならば、他に工夫してやれたのではないか。市民の常識からみて不公平感を感じる。

市スケート協会創立40周年記念式典に専用使用を認める妥当性があるのか。スケートという名のもとに記念式典の専用使用が許可になることはおかしい。このような専用使用を認めた相模原市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）の判断は納得できない。

シーズン中の日曜日に、銀河アリーナアイススケート場の利用者を排除して、わずかなスペースしか必要のない記念式典をあえてスケートリンクの中で、終日、やったことは非常に不当なことであり、市税の無駄遣いの観点からみても不適切な措置である。

ウ 使用料の減免について

当日、現場で確認したところ、式典は午前10時30分から開始され、スケートリンクの上で1時間にわたり行われ、市議会議長、教育長等の来賓が出席していた。式典に続いて銀河アリーナ内の食堂で行われた祝賀会には市長も出席した。

1,200人程度の観客席には、市の体育協会加盟の諸団体の役員47名が列席していたが、一般市民はほとんどいなかった。

記念式典は、広大なスペースの中で、わずかなスペースを使って、700人近い一般市民を排除して行われた。

午後1時30分から行われたアトラクションには約450人の観客がいたと、スポーツ課（市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課。以下「担当課」という。）から後で聞いたが、事実は確認していない。

市スケート協会が一般市民にオープンにした大会や競技会は、スケートの振興という目的に沿っているので一定の使用料減額があっても良いが、事柄が市民の負担に関することであるため、あくまで公平、平等の原則が貫かれるべきである。

減免規定の適用に当たっては、形式的に文言を解釈し、当てはめるのではなく、本来的な趣旨からみて一定の限定解釈を施して解釈をすることが相当である。

記念式典の実態はスポーツ自体ではなく、本質的に私的な内輪の

お祝い事に過ぎず、市スケート協会が財団法人相模原市体育協会に所属する団体であるというだけで、本件について使用料を全額免除することは、市スケート協会としては特権の乱用であり、市教育委員会が使用料を取らないということは違法あるいは不当である。

(2) 監査対象部の説明

監査対象部の関係職員の陳述及び陳述時の監査委員からの質問への回答内容に加え、関係書類の提出や事情聴取又は必要に応じて文書で回答を求めたものである。

ア 記念式典の周知について

市スケート協会からの報告によると、市民早朝スケート講習会やジュニアスケート教室参加者への呼びかけチラシの配布、銀河アリーナ館内掲示板へのポスター掲示、市内の全小学校を通じて児童・保護者にアトラクションの周知を行っている。

11月27日には、市内全域を対象に新聞折り込みされている「タウンニュース」紙に記事掲載を行い、市スケート協会創立40周年記念式典の開催とアトラクションの紹介を行った。

記念式典当日は一般使用が休止となることについては、10月上旬から銀河アリーナ管理事務所が窓口で、その旨を記載した「アイススケート場利用のご案内」を配布し周知を行った。

市教育委員会では、「広報さがみはら」11月1日号で、式典当日は銀河アリーナはお休みとの記事を掲載し、市民に周知した。

当日、記念式典で一般使用ができないことを知らずに何人かが来館されたが、後日において苦情は受けていない。

なお、市スケート協会からは、アトラクションには約450人の観客の入場があったとの報告を受けている。

イ 専用使用について

市スケート協会創立40周年記念式典では、式典、祝賀会に引き続きアトラクションとして、東京女子体育大学の学生等によるシンクロナイズド・スケーティングやフィギュアシングルの演技に加え、スピードスケートのショートトラック・リレー、アイスホッケーの練習が計画されていた。

このようなアトラクションは、一般市民が日ごろあまり目にする

ことがない内容であり、市スケート協会がこれまで力を入れて取り組んできた、スケート普及事業の一環として位置付けられるものと判断して、専用使用許可を行った。

式典、アトラクション及びそれらの準備、アトラクション出演者の練習時間等を考慮して、午前9時から午後6時までの一連の時間帯の専用使用を認めた。

大勢の人の利用が想定される日曜日に専用使用させたとの請求人の主張であるが、内容を的確に把握した上で、一連の行事・事業として、相模原市都市公園条例（昭和45年相模原市条例第11号。以下「公園条例」という。）、相模原市都市公園条例施行規則（昭和45年相模原市規則第12号。以下「公園条例施行規則」という。）の規定に基づき、専用使用許可を行ったものである。

ウ 使用料の減免について

市スケート協会は、昭和37年12月7日に「スケートの健全なる普及発展を図り、併せて会員相互の親睦を図ること」を目的に設立された。

スケート愛好者の育成に大きな役割を果たした市民スケート講習会（現「市民早朝スケート講習会」）は、40年間で800回を超えている。そのほか、小学校スケート教室など、スケートの普及指導に関する事業や指導者の資質の向上等に関する活動・事業に取り組んできている。

市スケート協会は、平成3年の銀河アリーナアイススケート場の設置を契機に、スケート普及事業を強化し、幼児から中学生までを対象としたフィギュア、ホッケー、スピードスケートなどの教室を定期的・継続的に実施している。

そのほか、カーリング教室、指導者研修会、相模原市（以下「市」という。）の委託事業である市民選手権の開催など、公益性の高い事業を数多く実施し、市民へのスケートの普及に献身的に取り組んでいる団体である。

市スケート協会が主催したアトラクションを含む今回の記念行事は、スケートの振興・普及に貢献する催しと考え、公園条例第15条第1項「公益上その他特別の理由があると認めた場合」及び公園

条例施行規則第7条第2項第4号「財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が主催する行事等のために使用するとき。使用料100パーセント減免」に該当するものと判断し、使用料の全額免除を行ったものである。

市スケート協会創立40周年記念式典当日の施設使用に係る使用料免除額は、アイススケート場と会議室のほか、電光表示装置及び放送設備を含め、15万3,500円である。

(3) 監査委員の判断

本件措置請求は理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、理由を記述する。

ア 専用使用許可について

使用料免除の適否は、使用許可が適法かつ適正に行われていることが前提となるため、まず、この点について検証する。

銀河アリーナアイススケート場は、都市公園の公園施設（運動施設）であり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条の規定を受け、公園条例で、その管理に関する事項が規定されている。

銀河アリーナアイススケート場は、公園条例第6条の2第1項の規定により、市の管理する有料公園施設として、公園条例別表第1に掲げられている。

市スケート協会の創立40周年記念式典開催に係る、銀河アリーナアイススケート場の専用使用許可に関する申請は、平成15年3月25日付けの有料公園施設使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）により行われており、その主な内容は次のとおりである。

使用日時 平成15年11月30日（日）
9時00分～18時00分

使用内容

- ・ 行事名 市スケート協会創立40周年記念式典
- ・ 入場予定者 400人
- ・ 附属施設 （未記載）

附属施設のうちの会議室については、平成15年11月11日付けの使用許可申請書が2件提出されており、その主な内容は次のとおりである。

第1会議室

使用日時 平成15年11月29日(土)
13時30分～22時00分

使用内容

- ・ 行事名 創立40周年記念式典諸準備及び物品等保管
- ・ 入場予定者 40人

第2会議室

使用日時 平成15年11月30日(日)
8時30分～18時00分

使用内容

- ・ 行事名 創立40周年記念式典事前打合せ及び役員控室
- ・ 入場予定者 40人

有料公園施設の専用使用許可申請は、公園条例施行規則第2条の2第1項の規定により、公園条例施行規則別表第1に定める期間内に使用許可申請書を提出することが求められているが、同項ただし書には、「ただし、公用又は公共のため、市長が特に必要と認めるときは、別表第1に定める期間外においても使用許可申請書を提出することができる。」と規定して例外を認めている。

本件に係る使用許可申請書の受付日について、担当課に確認したところ、銀河アリーナアイススケート場に係る使用許可申請書については、実際には平成15年4月中旬に提出があったものであるが、申請書に既に記載されていた日付は訂正を求めずに受け付けたとのことであった。

銀河アリーナアイススケート場の専用使用許可申請の始期は、公園条例施行規則別表第1に「使用日の属する月の6月前の月の初日」とあり、本件については平成15年5月1日が当該始期に当たると

しているが、前記、公園条例施行規則第2条の2第1項ただし書適用により、同年4月中旬に受け付けたとのことであった。

なお、有料公園施設を専用使用できる資格者については、公園条例施行規則第9条各号に規定されており、同条第3号に「財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体」が挙げられている。

市スケート協会が財団法人相模原市体育協会に所属する団体であることについては、財団法人相模原市体育協会の寄附行為第32条（加盟団体の資格）において、「この法人の加盟団体は、相模原市内のスポーツ種目を代表する市単位の団体とする。」と規定されており、同寄附行為附則第5項の規定に基づく別表第3に、加盟団体として規定されていることから明確である。

銀河アリーナアイススケート場を含む有料公園施設の使用許可権限については、公園条例第6条の2第2項及び公園条例施行規則第2条の2第4項で、市長の権限と規定されているが、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（昭和39年相模原市規則第11号。以下「委任規則」という。）第2条第3号の規定により、市教育委員会に委任され、相模原市教育委員会事務専決規程（昭和40年相模原市教育委員会訓令第1号。以下「事務専決規程」という。）別表第2において課長の専決事項として規定されている。

本件措置請求に係る銀河アリーナアイススケート場及び附属施設の専用使用許可については、担当課の課長決裁により行われ、決裁日同日付けの有料公園施設使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付している。

アイススケート場

使用許可決裁日	平成15年6月2日
指令番号	相模原市指令（スポ）第32号

第1会議室

使用許可決裁日	平成15年11月14日
指令番号	相模原市指令（スポ）第108号

第 2 会議室

使用許可決裁日 平成 15 年 11 月 14 日
指令番号 相模原市指令（スポ）第 109 号

（注）指令番号において「相模原市指令」とあるのは、いずれも正しくは「相模原市教育委員会指令」であり、使用許可書の記載誤りである。

銀河アリーナアイススケート場は、法第 244 条第 1 項に規定する公の施設であり、その利用については、同条第 2 項で「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と規定しており、銀河アリーナアイススケート場も、同項の規定の趣旨にのっとり、公園条例第 6 条の 2 第 3 項各号に規定する場合以外は使用を認めている。

ちなみに、同項第 1 号は「公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。」と、同項第 2 号は「公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。」と、第 3 号は「集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。」と、同項第 4 号は「前 3 号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。」と規定しており、当該各号に該当した場合には、有料公園施設の使用許可をしないものとしている。

本件の市スケート協会創立 40 周年記念式典は、プログラムによると、午前 10 時 30 分からの式典（40 周年のあゆみ（経過報告）、表彰状授与等）を第一部とし、第二部の祝賀会をはさみ、午後 1 時 30 分からの第三部では、スケートの振興・普及を図る催しとして、一般観客の鑑賞のため公開をするシンクロナイズド・スケーティング、フィギュアスケート等の種目のアトラクションが午後 4 時まで予定されており、第一部から第三部までを一連の行事として計画がされたものである。

諸準備、アトラクション演技者の練習等を考慮すると、午前 9 時から午後 6 時までの専用使用許可申請には理由があるものと判断できる。

スケートリンクでは第三部のアトラクションだけを実施することの可能性について、担当課に確認したところ、アトラクション演技者の事前練習時間の確保（正午前から練習開始する予定であった。）等を勘案すると、一般利用には午前9時から2時間半程度のみを供するようになる。

その場合には、一般利用者に利用途中で退場をお願いする必要性が生じることが想定されるが、1回当たりで使用料を設定している（時間制限はない。）現行では、入場者の理解が得られず、混乱が生じる可能性もあることから、管理運営上採り得ないとのことであった。

担当課としては、市スケート協会創立40周年記念式典が、一般利用者の多い日曜日に開催するとの申請であったため、一般利用者への影響を軽減するために、例年11月又は12月の日曜日に定例的に開催されている、神奈川県スケート連盟主催の競技大会との日程調整（連続した日曜日の開催とならないように調整）を行った上で、平成15年6月2日に専用使用許可決定を行ったものとしており、本件専用使用許可に当たって、一定の配慮を行った経過が伺える。

市スケート協会創立40周年記念式典の計画内容（実際に計画どおり実施された。）は、使用許可をしない場合を規定した公園条例第6条の2第3項各号の規定に該当するものとはいえず、専用使用許可に当たって神奈川県スケート連盟主催行事と日程を調整したことも勘案すると、市教育委員会がした本件専用使用許可には違法性又は不当性はないものと思料する。

市スケート協会創立40周年記念式典の開催により、当日は終日一般使用ができないことの周知については、「アイススケート場利用のご案内」に記載し、10月上旬より銀河アリーナ管理事務所窓口カウンター上に置いて、持ち帰り自由に配布するとともに、「広報さがみはら」11月1日号の案内欄にも、「11月のお休み」の見出しで、「銀河アリーナ（アイススケート場）30日（日）」と掲載しており、通常行われているものと同様の方法で周知は図られていた。

なお、附属施設の電光表示装置及び放送設備については、使用許

可申請書の使用時間欄の記載漏れがあったが、担当課の看過等、使用許可申請書の受付審査に不正確な点を確認したので、改善指導を行った。

イ 使用料免除について

公の施設の利用に係る使用料については、法第228条第1項で「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

法第244条第3項では、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定され、公の施設の使用料について、同一使用について差別を設けることは適当ではないが、特別な事情があり減免する必要がある場合には、使用料の減免をなし得る規定を条例中に規定することは許容されている。

使用料の減免は、議決事件を列記した法第96条第1項各号のうち第10号の「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」の権利放棄事項に該当し、この規定を受けて公園条例第15条第1項では、「市長は、公益上その他特別の理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。」と規定している。

更に、同項の規定を受けて、公園条例施行規則第7条第2項各号には、減免該当事項と減免率が規定されている。

市スケート協会創立40周年記念式典に係る都市公園使用料減免申請書（以下「減免申請書」という。）は、使用許可申請書と同日付けで提出され、専用使用許可日と同日の平成15年6月2日及び同年11月14日に使用料の全額免除が決定されている。

なお、減免申請書については、一部に不備な点があったので、受付審査の改善を指導した。

銀河アリーナアイススケート場を含む有料公園施設の使用料減免権限についても、使用許可権限と同様に、委任規則第2条第7号の規定により市長から市教育委員会に委任され、事務専決規程別表第2において課長の専決事項として規定されている。

本件措置請求に係る銀河アリーナアイススケート場及び附属施設の専用使用料の免除決定については、公園条例施行規則第7条第2

項第4号の「財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が主催する行事等のため使用するとき。」該当として、担当課の課長決裁により行われ、申請人に交付した使用許可書の使用料の減免欄には、根拠条項と納付金額を免除した旨が記載されている。

市スケート協会創立40周年記念式典開催に関して、免除された専用使用料額は、平成15年11月30日の記念式典当日分が、第2会議室、電光表示装置及び放送設備の附属施設使用料を含め、15万3,500円、平成15年11月29日の前日分が第1会議室の使用料4,500円で、総額15万8,000円と確認した。

市スケート協会は、「スケートの健全なる普及発展を図り、併せて会員相互の親睦を図ること」を目的に掲げ、昭和37年12月7日に設立され、スケートの普及指導、指導者の資質向上、スケート大会及び練習会等に関する事業を実践してきた団体である。

市スケート協会が、財団法人相模原市体育協会の加盟団体であることは、前記のとおり同法人の寄附行為で確認した。

市スケート協会は、市民スケート講習会（現「市民早朝スケート講習会」）、小学校のスケート教室における指導のほか、ジュニアスケート教室、カーリング教室等を通して、スケートの振興・普及活動を実践している団体であり、市民等へのスケート振興・普及の分野において公益的な役割を果たしているといえる。

例えば、市民早朝スケート講習会は、通算では800回を超えているが、銀河アリーナアイススケート場を拠点として開催するようになった平成3年1月以降では、平成14年度シーズンまでの12年間で、開催回数331回、延べ参加者数が60,143人となっており、年間平均では5,000人を超えている。

市スケート協会創立40周年記念式典のアトラクションには、シンクロナイズド・スケーティングにおける日本トップレベルの演技（周知用のチラシには、昨年度の全日本選手権大会優勝とある。）やスピードスケートのショートトラック・リレーなど一般市民が日ごろあまり目にしない種目が組み込まれており、市民が鑑賞することにより、市スケート協会が今日まで取り組んできた「スケート振興・普及」の目的に合致する行事であり、当該アトラクションを含

む一連の式典事業には、公益性があるものと思料する。

よって、市スケート協会創立40周年記念式典について、附属施設を含む銀河アリーナアイススケート場の専用使用料を、公園条例施行規則第7条第2項第4号の規定を根拠に全額免除した市教育委員会の判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとはいえず、違法性又は不当性はないものと思料する。

市スケート協会創立40周年記念式典開催とアトラクションの内容に関する市民等への広報については、市スケート協会が、銀河アリーナ館内掲示板へのポスター掲示、市民早朝スケート講習会参加者等へのお知らせチラシの配布、市内全小学校長あての案内通知、市内全域を対象とした新聞折り込みの「タウンニュース」紙への記事掲載を行っており、公益性を裏付ける集客努力をしているものと思料する。なお、これらの広報物については、現物又は写しを確認している。

主催者集計では、アトラクションには約450人以上の入場者がいたとのことであったが、アトラクション時の観客席の一部を写した数葉の写真でも、概ね250人程度の入場者は確認できた。

なお、公の施設の使用料減免（免除）対象として、「相模原市体育協会」が市の例規上に規定されたのは、昭和33年3月6日施行の、旧「相模原市体育館に関する条例施行規則」からであり、公園条例施行規則にあっては、昭和48年4月1日施行の規則改正で規定された。更に「相模原市体育協会に所属する団体」が減免（免除）対象に規定されたのは、昭和57年4月1日施行の規則改正によってであり、これらの規定は、スポーツの振興に関する行事等について適用されている。

「財団法人相模原市体育協会又はこれに所属する団体が主催する行事等」が、式典を含む周年記念事業を対象とし、使用料を免除している事例としては、最近では平成15年11月23日（日）に相模原市立総合体育館で開催された「相模原市剣道連盟50周年記念式典」がある。

ウ 結論

監査委員は、本件措置請求に関して調査、検討を行ったが、平成

15年11月30日の日曜日に、市スケート協会が創立40周年記念式典を開催するに当たり、市教育委員会が銀河アリーナアイススケート場（附属施設を含む。）を専用使用することに許可を与え、同許可に係る専用使用料の全額免除を行ったことは、いずれも公園条例及び公園条例施行規則の関係規定に基づいて行われたものであり、これらの規定の解釈・適用についても、市教育委員会に与えられた裁量権の範囲を逸脱したものであるということとはできない。

(4) 要望

本件措置請求に関連し、市教育委員会に対して次のとおり要望する。

銀河アリーナアイススケート場の供用期間は、10月20日から翌年5月6日までの約6年半であり、1月及び2月の2月間がトップシーズンとなっている。その間の土曜日、日曜日等の休日には、1日の一般利用者数が2,000人を超える日もある。

例年、11月最後の日曜日又は12月最初の日曜日には、600人から700人程度の一般利用者数が記録されている。

このことから、市スケート協会創立40周年記念式典が開催された11月30日の日曜日に、一般利用が実施されていたとしたら、同様の利用者数が見込まれたものと想定できる。同記念式典が高度の技術に裏付けされた演技や一般市民が日ごろ目にすることが少ないアトラクション種目を組み入れ、それらを鑑賞することでスケートへの関心・興味を醸成し、スケート振興・普及に貢献する事業と位置付けられるとしても、600人から700人の一般利用者がスケート利用の機会を阻まれたことも事実である。

市内に代替施設がない銀河アリーナアイススケート場について、日曜日の専用使用許可申請があった場合には、今回の事例のような公益性のある行事等であっても、一般利用者の参加や、一般利用者との共存ができる時間配分等の工夫について、申請者へ協力依頼・指導をする余地があるのではないかと検討をされるよう要望する。

銀河アリーナにあっては、アイススケート場に限らず、夏季の水泳プールにおいても、競技会、選手の強化練習会等で一般利用ができないときにはすべて、今回用いた「大会のため一般利用ができない」旨

の周知看板を掲出しているとのことである。

市スケート協会創立40周年記念式典当日にも、当該周知看板を用いていたが、請求人が指摘しているように事実と相違する周知看板は不正確で、不親切な対応といわざるを得ない。市民等への周知は、正確な情報により行われたい。

有料公園施設には多くの種類があり、減免の適否は、個々具体的事例につき、その施設の設置目的、利用内容と公益性を総合的に勘案して判断することが求められるが、その場合でも、市民や利用者が減免対象を容易に理解できるよう、また、恣意的運用を排除する必要から、あらかじめ減免条文を明確に規定して周知すべきである。

しかし、現行の減免規定には「行事等」の表現が用いられており、解釈の範囲が広く、市民や利用者の理解を困難にしている面がある。

現在、公の施設の使用料等について、負担と受益の適正化の視点から減免制度の全般的な見直しが進められているが、その見直し・検討の中で、減免規定の整理・減免対象の明確化を行うよう要望するものである。